

憲法に 25 条がおかれたことの意味

——生存権に関する今日的考察——

遠 藤 美 奈

I はじめに

日本国憲法は 25 条に生存権規定をおき、すべての国民に「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するとともに(1項)、国に「すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努め」る義務を課した(2項)。社会保障制度を憲法上の根拠規定なしに発展させていくことは、なるほど不可能ではないだろう。しかし日本国憲法では、社会保障制度の根拠たりうる規定を憲法条文に組み入れる選択がなされたのであり、まさにその生存権規定をよりどころに、戦後の社会保障制度の形成は始まったのである。それから時を経て現在、社会保障制度は構造改革の時期にある。改革後の社会保障のすがたもまた、憲法適合的に構想されなければならないことに照らせば、社会保障にかかわる憲法上の諸規範の内容をあらためて精査し、再確認しておくことが今、求められているといえる。この作業のうち、本特集においては、菊池論文が社会保障法学の立場から社会保障の規範的基礎付けと憲法との関係を考察し、尾形論文が憲法学の立場から社会保障と憲法とのかかわりを総論的に検討することから、本稿はいわばその両者の境界面に、すなわち社会保障と憲法のかかわりの原点ともいえる 25 条に光をあてたい。それはまた、戦後日本が歩みを始めるにあたり、日本国憲法によって選ばとられたりべらるで民主的な社会の構想¹⁾において、25 条が占める位置と有する意義を探る営為ともなろう。なぜなら 25 条が憲法におかれ

た意味の考察は、生存権ないし社会保障が具体的制度なしには実現されえないことに鑑みるなら、社会保障制度をも貫くべき自由主義および制度の形成における手続原理としての代表民主制と、25 条の規範内容との関係を確認したうえで、さらに社会保障のなかにみられる両者の緊張関係をも意識しつつ、なされるべきだと考えるからである。

以上のような問題意識から、本稿ではまず、25 条をめぐるこれまでの憲法学での議論を整理し、本稿での思考の枠組みを提示する(Ⅱ)。そのうえで自由基底の利益による生存権の基礎付けから導かれる解釈上の帰結について検討し(Ⅲ)、さらにデモクラシーと生存権のかかわりについて述べたのち(Ⅳ)、自由やデモクラシーによる基礎付けではとりこぼされてしまう生存権保障の場面を、「人間の尊厳」を通じて考えてゆくこととしたい(Ⅴ)。

Ⅱ 25 条をめぐるこれまでの議論から

憲法 25 条の 1 項と 2 項は、憲法条文となるまでの経緯を異にしている²⁾。2 項はすでに GHQ 案のなかにその原型がおかれていたが、1 項は民間の憲法草案に端を発し、帝国憲法改正案の衆議院での審議段階で、社会党の発案により挿入されたものであった。人権規定の大幅な拡充、わけでも旧憲法に存在しなかった社会権規定の導入は、法学者を基本的人権の理論化・体系化の作業に向かわせた。25 条にかかわるその最初の成果が、我妻栄の「生存権的基本権」論である。そこでは、伝統的人権たる「自由権的基本権」が「国家権力

の消極的な規整・制限」によって人権保障を行うのに対し、「生存権的基本権」の保障は「国家権力の積極的な配慮・関与」によるものとされ、25条は、教育を受ける権利(26条)や労働の権利・労働基本権(27・28条)を含む「生存権的基本権」の総則的規定として位置づけられた。我妻説ではさらに、25条について、①1項と2項の関係についてはこれらを別個の規範と解さないいわゆる一体論、②法的性質については権利性および裁判規範性を否定するプログラム規定説、③25条の保障する水準については、「単に生きてゆくという程度ではなく、文化国の一員としての生活をする程度」[傍点原文]、といった見解が示され〔我妻1948, pp. 31-32, 122-126, 200〕、これによってその後の議論の枠組みが設定されたといえる。

上記論点のうち、学説において最も早い時期に動きが見られたのは②の法的性質であった。食糧管理法違反事件最高裁判決(最大判昭23・9・29刑集2巻10号1235頁)でも採用されたプログラム規定説を見直しつつ、25条上の権利はそのままでは裁判による実現を要求できないが、法律によって内容が具体化されればそれは可能になるとする抽象的権利説が、1950年代半ばごろから主張されるようになる³⁾。そして同説をさらに発展させるものとして、25条の具体化立法が存在しない場合には、国の不作為の違憲性を確認する訴訟を提起できるとする具体的権利説が登場した〔和田1963, pp. 85-87, 高田1964, p. 95, 大須賀1969〕。なお、同説は権利の具体化に立法を要するという点では抽象的権利説と変わらないとして、「健康で文化的な最低限度の生活」水準を明らかに下回る範囲内の金銭給付ならば、立法が存在しなくても裁判上請求できるという説(「ことばどおりの意味における具体的権利説」)も最近になってあらわれている〔棟居1995, 藤井1998, pp. 414-419〕。現時点では抽象的権利説が通説的見解といえる。

最高裁も朝日訴訟上告審判決(最大判昭42・5・24民集21巻5号1043頁)の傍論で、きわめて限定的ながら25条の裁判規範性を肯定した。しかしその範囲は、堀木訴訟上告審判決(最大判

昭57・7・7民集36巻7号1235頁)の、25条の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかは、「立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない」とする判断によってさらに縮減された。最高裁のこの姿勢は、以来崩されていない。

①と③、すなわち1項・2項の関係にかかわる議論と25条による社会保障の水準に関する議論とは、相互に関連しながら展開していった。前者についてはまず、牧野訴訟(出訴1967年)をはじめとする年金訴訟における国側主張のなかに、社会保障政策を救済施策と防貧施策に分類し、それぞれを1項と2項に連結したうえで両項を規範的効果において峻別する議論(「1項2項峻別論」⁴⁾)が登場し、堀木訴訟控訴審判決(大阪高判昭50・11・10行集26巻10=11号1268頁)で裁判上も受容された。しかし生活保護以外の政策を2項に封じ込め、広い立法裁量を認める結果となる峻別論は支持を得ていない。一方、保障水準にも関連して、学説においては、憲法学ではなく社会保障法学の立場から、1項は「値切れない“緊急的生存権”」を、2項はそれを「うわまわる条件の維持・向上」についての国家の努力義務〔傍点原文〕を定めると解する説が登場した〔梶井1972, pp. 83-88〕。現在もなお一体論が通説的見解といわれるが、1項に権利性を認める梶井説は憲法学説によって受容され、1項2項区分論として有力な見解となっている⁵⁾。なお、一体論をとりながら、1項の内容をさらに「人間としてのぎりぎりの最低限度の生活の保障」と「より快適な生活の保障」に分け、前者の侵害が問題となる訴訟において、裁判所は厳格な審査を行うべきとする見解も示されている〔中村1983, pp. 64-65〕。

以上、25条をめぐる「伝統的」な主要論点とそれぞれにかかる主張の推移を概観した⁶⁾。社会保障法学においては、このような射程をもつ25条=生存権によって社会保障を基礎付ける理解が広く支持されている。そしてたしかに、社会保障の実定憲法上の根拠を25条に求め、生存権の実

現のために社会保障は存在していると説明することはもちろん可能である。しかしまたこの説明は、続いて「ではなぜ生存権は憲法に定められ(なければならなかったのか)」という、より根源的な問いを避けがたく生じさせる。そしてこの問いへの応答なしには、「健康で文化的な最低限度の生活」がどのようなものなのかを描くのは困難であるように思われる。というのも、ある手段が達成しようとしている目的は、また別のより根本的な目的への手段たりうるのであり、「健康で文化的な最低限度の生活」という抽象的な生活像は、その背後にある目的を反映させてはじめて、画定の基準をより明らかにでき、さらにその具体的な実現手段の構想が可能になると考えられるからである⁷⁾。

以上のような問題意識のもとに生存権の「原理論」的検討を行う場合の思考の枠組みとしては、法的権利の本質について提唱されている利益説が有用であろう。ここでの利益説とは、「Xがある権利を有する」のは、Xのもつ利益が他者たるYに一定の義務を課すに十分な重要性をもつ場合に限られるという、ラズの見解による定式である〔ラズ 1994, p. 269〕⁸⁾。これを用いる理由は、25条が「権利」としての言語形式をとっており、権利が存在するための「利益」として、考える「理念的基礎」を変数として投入することによって、国家を含む他者への義務づけが正当化可能か、可能だとすればいかなる義務なのかを検討できる点にある。

ラズの理解によれば、権利は義務の根拠であるが、ある人が有している権利は他者が負っている義務とは必ずしも同一ではない。このように権利と義務は必ずしも対応関係にあるわけではなく、1つの権利から複数の義務が導出されることもあれば、状況の変化に応じて、新しい義務が古い権利に依拠して創造されることもある〔ラズ 1994, pp. 275-278〕。

このように、権利は義務の根拠であるがゆえにそれと必然的に対応するわけではなく、新たな義務をも生み出す「ダイナミックな側面」をもつというラズの指摘に照らせば、1項上の権利と義務

は、国民の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」と、国の「健康で文化的な最低限度の生活」を国民に保障する義務の対応という平面的な関係にあるのではなく、権利に対応するのは現時点で認識されている「健康で文化的な最低限度の生活」へのニーズを充足するための、個別具体的ななんらかの措置への義務——強行規定としての——であることになろう。そして、通説たる抽象的権利説においては1項上の最低生活の実現には法律による具体化が必須であるが、そのことは、1項上の最低生活をいかにして実現するかが国の裁量にゆだねられていることを許容するとしても、最低生活を実現することそのものに関して裁量を認めるものではないことが確認されなければならない。国は1項上の最低生活を個々の国民に対して必ず保障しなければならず、その点への裁量はまったく存在しない〔棟居 1996, p. 161〕⁹⁾。

また、注意されるべきは、「何者かが権利を有することは、それに対応する義務を他者が負うことを含意するが、何者かがある義務を負うことは、必ずしもそれに対応する権利を他者が有することを意味しない」〔長谷部 2003, p. 31〕という点である。区分論に立つ場合、2項は、権利という根拠づけをもたない国の義務としてとらえられることになる¹⁰⁾。また、2項上の義務はあくまで努力義務であって、そこから直接的に憲法上の具体的な義務が別途導き出されるわけではなく、2項に関連する法的義務があるとすればそれは、憲法上の努力義務にもとづき、国が任意の立法を行った結果として設定された法律上の義務にすぎない。このように考えると、社会保障制度全体のうち、1項にいう「健康で文化的な最低限度の生活」水準の実現以上の、あるいはそれ以外の機能をもつ部分にかかる国の裁量は、「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進」という政策目的を設定している憲法上の義務内容にかなう限り、その実現手段・給付の水準のいずれについてもきわめて大きなものになりうるのであり、政策展開は1項の場合よりもさらにダイナミックさを伴うものとなろう。2項によって国に求められているのは、かつて堀木訴訟控訴審判決で割り振られた

「防貧政策」の策定者としての役割にとどまらず、社会保障全体における選択肢をより豊かにし、個々人の多様なニーズに対応できる制度——試行的なものも含めて——をつくってゆく努力であるといえよう。

III 自由基底の利益と生存権

1 自由基底の利益による基礎付け

日本国憲法の下における生存権論は、当初から life/living としての「生」を立脚点とするものであり、その「生」をいかなるものに形づくってゆくかの構想を許さない単なる existence としての「生」、すなわち「生存」ではなかった。すでに立法者意思において、25条によって保障される生のあり方が、「人間に値する生存」ないし「人間の尊厳」にかなうすがたに描かれていたのである¹¹⁾。生存権の基礎付けについての宮沢俊義による代表的学説もまた、その流れをくむ。我妻説を継承した宮沢は、「個人を尊重する立場から、国民の1人1人に対して、人間たるに値する生活をさせようとする」ことが国家の使命・責任であり、その自覚をもった国家を「社会国家」として位置づけた。そして憲法がこのような「社会国家の理念に仕えるもの」であるから、各種の社会権が認められたとした〔宮沢1949, pp. 84-86〕¹²⁾。このようにして「社会国家」理念がその登場の歴史的経緯とともに取り出され、生存権の基礎付けとされたのである。その後、憲法13条に根拠をおいたいわゆる人格的自律権説による基礎付け論〔佐藤1993, pp. 27-28, 同1995, p. 448〕、およびそのコロラリーともいえる自己統合希求的利益による基礎付け論〔竹中2001, p. 43〕が有力に主張されている。そして、功利主義的観点からの基礎付けを試みるもの〔阪本1995, pp. 313-314〕¹³⁾、さらには、そもそも生存権が憲法に組み込まれたこと自体に疑問を呈すもの〔松井1993, p. 73〕が登場している。一方、社会保障法学においては、すでに述べたように社会保障を基礎付ける理念として、生存権を挙げることにほぼ異論はない。これに加えて、「人間の尊厳の原理」〔遠藤1991,

pp. 59-66〕による基礎付けが主張され、近年ではさらに、社会連帯〔高藤1994, pp. 22-50, 倉田2001, pp. 129-139, 西村2003, p. 17, 堀2004, pp. 99-100〕および自由の理念〔菊池2000a, pp. 139-140〕が、基礎付け論ないし社会保障を支える理念として有力に主張されている¹⁴⁾。このうち、憲法学における人格的自律権説および社会保障法学における自由の理念による基礎付け論は、自由基底的な基礎付けを行うものとして同じ系譜のなかに位置づけることができる。本稿は、生のあり方——何が自らにとって善き生であるのか——の自由で自律的な構想を個々人に可能にする、自由基底的な生存権の基礎付けに強い共感を覚えるものである。ことに公的支援によって実現される「健康で文化的な最低限度の生活」においては、被支援者が常に支援の客体として扱われ、自律的個人として遇されない可能性がなくなることはない。そこでは「自由」の視点がきわめて重要になる。またそのような視点は、日本国憲法が選びとった戦後社会の構想とも合致するものといえる。

一方、社会連帯は、社会保障という制度的構造物における財の移転関係ないし財の移転関係をとまなう諸個人間の結合(過程)をあらわす、いわば「メタ構造」といえるもので、これなしに生存権保障や社会保障は成立しない。その意味で、社会連帯は25条に含まれる観点であり¹⁵⁾、また社会保障を支える理念であるといえる。ただし、基礎付け論と一口にいっても、そのアプローチは社会保障の「目的」的理念を模索するものもあれば、社会保障に不可欠な要素ないし構造から考察するものもあるなど、必ずしも同じ位相にあるわけではなく、異なる基礎付け論の相互受容が不可能だとみる必要はないように思われる。自由基底的な基礎付けを行う菊池説においても、自由と社会連帯の接合可能性は否定されていない¹⁶⁾。

以上のことに関連して確認しておきたいのは、他者から切りはなれた自由のみによっては、人間が生きていけないことである。人が他者とのつながりのなかで生きていることは、生のあり方を自由で自律的に構想してゆく際に、当然の前提とされなければならない〔倉田2003, p. 639〕¹⁷⁾。人

と人とのつながりの根拠を憲法が供給するか否かについては別途検討を要する問題であるし、上で述べたような社会連帯と、情緒的レベルでの人と人との結びつきとの関係を憲法論として解きほぐす準備はないが、さしあたり本稿では、生のあり方の自由で自律的な構想には、他者との関係性を自由に取り結べるものが含まれるものとして理解しておきたい¹⁸⁾。

2 導き出される積極的な義務

「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」については、社会権が典型的には国家に対して一定の作為を要求する積極的権利ととらえられてきたことと関係して、国家に一定水準の給付を求める積極的権利ないし請求権的権利とする理解が一般的である。ラズの定式を思考の枠組みとして用いる本稿では、このような権利を根拠として導かれる義務、つまり国の積極的な義務に着目したい。ここでの義務については、義務づけを正当化する権利主体の利益が確保されるだけの水準および内容が求められよう¹⁹⁾。すなわちそれは、生存にかかわるニーズの充足のみに終始する生ではなく、自らの「善き生」の自律的な構想を可能にする水準・内容でなければならない²⁰⁾。そしてその範囲で国は、所得保障のみならず、医療・介護サービスの提供をも、義務づけられるであろう〔菊池 2001 a, p. 67〕²¹⁾。

形式的な憲法上の最低生活水準は、生活保護法に基づいて厚生労働大臣の定める基準による。同法は「健康で文化的な生活水準を維持」できる「最低限度の生活」を保障し(3条)、さらにその基準はさきの「最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない」(8条2項)と規定し、生活保護法にもとづいて定められる基準が「健康で文化的な最低限度の生活」水準であることをきわめて明確に宣明している。したがってこの基準は、少なくとも形式的には、憲法がすべての国民に保障した最低生活水準といえる。しかし、それが実質的に自らの「善き生」を自由に構想できるだけの水準・内容をもたなければ、憲法上の要請は充

足されたことにならない。形式的水準と実質的水準の乖離を憲法は許容していないと理解すべきである。その意味で、生活保護法による給付のみでは自らの生を自律的に構想しえない場合には、他法による給付も憲法上の最低生活確保の手段として作用することになる。たとえば障害者に確保されるべき憲法上の最低生活水準は、必ずしも生活保護法(のみ)によってではなく、障害者自立支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法などにもとづくサービスの給付によって確保される場合がありうることになる。なお、その際には、社会関係の維持・形成が人間の生における不可欠な構成要素であることから、居住場所のなかで利用できるサービスにとどまらず、「他者と関わることを物理的に可能にする」空間的移动への支援も、最低生活の内容に位置づけられる必要があるだろう。

また、形式的水準と実質的水準を可能な限り一致させる——完全な一致は絶え間なく続く社会的・経済的変動のために不可能に近いが——には、政治部門による、不断の実証的な吟味が必要とされよう。最低生活費の見直しは、個々の受給者に自らの生のあり方についての自律的な構想を可能ならしめるものであるか否かという観点をも含むものでなければならない²²⁾。見直しの結果、形式的水準が実質的水準を下回っていると判断された場合には、実質的水準の速やかな充足が求められる。この点、介護ニーズを充足するための現物給付の制度的仕組みを国が用意してこなかったこと自体が、25条1項の規範的要請を充たさないと評価が可能という指摘〔菊池 2001 a, p. 68〕は、まことに正当なものである。なお、介護および医療ニーズは、所得に関わりなく発生する基礎的・普遍的ニーズであり、生活保護法上の給付と、介護保険法および国民健康保険法にもとづく給付のあいだに差を設ける理由は見つからないように思われる〔石田 2001, p. 253〕。補足性の原則が及ぶのは介護・医療の費用負担の側面にとどまるべきであり、介護・医療サービスなしで限界まで耐えるべきという趣旨に解されてはなるまい。保険に基づく給付が25条1項上の最低生活水準を充足

するにとどまるのか、それ以上のものなのかは別途検討されるべきであるが、扶助と保険でサービスの提供内容が異なっている場合には、それを正当化する根拠が説得的に示されなければならないだろう。

上述したところとは逆に、形式的水準が実質的水準を上回ることが判明すれば、上回った分は、国が 25 条 2 項上の努力義務の履行によって達成した部分となり、切り下げも許される²³⁾。ただし努力義務がある以上、切り下げはあくまで、水準の実証的・客観的検証の結果、十分な理由を付して行われなければならない、理由づけの不十分な切り下げは、立法手続上の不備が問われよう²⁴⁾。その際、切り下げが実質的な最低生活水準以下の生活を受給者にもたらすものではないことの立証責任は、基準を設定する公権力側が負わなければならない²⁵⁾。すでに述べたように、25 条 1 項が命じているのは「健康で文化的な最低限度の生活」を保障することであって、国側にこの点についての裁量は存在せず、選択された政策内容の憲法適合性は、国によって絶えず証明されつづけなければならない²⁶⁾。また、最低生活を保障する諸施策による給付は、憲法上の権利を直接実現しようとするものであるから、司法部門が政治部門を信頼して自ら統制を謙抑するならば²⁷⁾、政治部門はその信頼に依って、個々の制度において民主的統制が可能な構造を採用し、そのうえで民主的統制にたえうる基準設定を行ってゆくべきであろう。そのためには、給付内容を決定する算定基準の明確化および算定のための基本事項の法律事項化が要請されることとなる²⁸⁾。

3 消極的な義務

25 条 1 項上の権利には、文言上、対国家的な消極的権利、すなわち「健康で文化的な最低限度の生活」を奪われない権利としてとらえる余地がないわけではない。ラズの定式にここでもしたがおうとすれば、最低限度の生活を脅かす一定の行為をしないという、国の負う消極的義務に着目することになる²⁹⁾。

ここで問題となるのは、手元に残る金銭では生

活水準が「健康で文化的な最低限度の生活」水準を下回る程度に、所得に対して租税および社会保険料負担を課することが³⁰⁾、さきに示した国の消極的義務に反しないかという点である³¹⁾。25 条 1 項の趣旨は、あくまでも最低生活の保障であるから、資産を保有している場合は別にして、生活保護基準と現実の可処分所得との差額にかかる保護申請にもとづき、給付が行われていれば、その場合の 25 条 1 項にかかる違憲性は阻却されよう〔堀 2004, p. 138〕³²⁾。資産を有しないにもかかわらず、給付がなされない場合には違憲となろうが、それは適切な給付をおこなう積極的義務の不履行と考えることもできる。日本国憲法のように明文の最低生活保障規定をもつ憲法では、消極的義務を指定しても、最終的には同じ規範から導出される積極的義務による、消極的義務不履行の治癒の問題に帰着するように思われる。

なお、政策論のレベルでは、同じ最低生活保障を行うにしても、同一人に対する租税および社会保険料負担と給付の両者をともにより小さくして実現する選択肢も可能である。むしろ現状では、租税負担等が強制徴収であるのに対し、生活保護は申請主義でありかつ資産調査を伴うため、前者を小さくした方が最低生活保障をより広く実現できる可能性が高いといえる。これらの負担は徴収主体・所管省庁をそれぞれ異にしているので、国・自治体間、および財務省・総務省・厚生労働省相互間において各賦課額の適切な水準が絶えず検討され、調整されていくべきであろう。そこでは、内閣の総合調整機能が適切に作用することが期待される。

IV デモクラシーと生存権

日本国憲法は、日本における統治の原則として、民主主義を選びとった。政治的意思形成に参与するための前提条件がすべての国民に確保されていることは、15 条で選挙権を国民固有の権利とし、44 条でその平等を定める憲法上の要請であるが、一定の給付が上という前提条件を構成する場合があるとすれば、給付がされてはじめて個人が統治

の能動的な主体であることができ、よって権力から自由な存在たりうることになる。生存権が憲法上の権利とされるにふさわしい権利であることに疑問を呈する論者からも、「憲法がすべての国民に選挙権と完全な政治的自由を保障しても、健康で文化的な最低限度の生活さえ確保されなければ政治参加は困難」だと指摘されている〔松井 1993, p. 73〕。他方、25条の具体化を政治部門の広い裁量にゆだねる司法判断が確立している今日、社会保障の受給者が、給付の不十分さから政治参加を妨げられているとしたら、給付立法への民主的統制に当事者が参加できていないことになり、その問題性は明らかである。そこで以下では、たとえば表現の自由が、個人の人格の形成と展開（個人の自己実現）だけでなく民主主義の維持・運営（国民の自己統治）からも基礎づけられるように〔佐藤 1995, p. 514〕、生存権も自由・自律にかかわる視点のほか、政治参加ないし民主主義の観点から基礎付けることが可能か否かについて検討しておきたい³³⁾。

日本国憲法の採用する国民主権と代議制民主主義は、選挙に参加する人がいなければ端的に成立しない。日本が民主政体を標榜しようとするならば、国民が選挙に参加していなければならないはずであり、そうでなければデモクラシーは機能し、ながらえることができない³⁴⁾。ここに、給付がもちうる、デモクラシーが存続する条件としての客観的価値の側面と、個々人が政治に参加する条件としての主観的価値の側面とをみいだすことができる。憲法で参政権が保障されている限り、政治的シティズンシップは形式的には確保されているはずである³⁵⁾。では選挙を含む実質的な政治参加に、「健康で文化的な最低限度の生活」を確保するためのニーズの充足は不可欠といえるだろうか。

きょうこの日の食糧が保障されていないとき、今晚雨露をしのぐ場所が確保できるかどうかかわからないとき、政治参加は実質的に不可能であろう。逆に毎日食事ができて、雨露をしのぐ場所があれば、ともかくも政治参加は不可能ではないかもしれない³⁶⁾。また、医者にかかるだけの資力はないので、死を覚悟しつつ持病である慢性疾患の悪化

するにまかせている人でも、選挙には行くかもしれない。しかしこうした生活状況は、これまでに論じてきたような「健康で文化的な最低限度の生活」水準にあるとはいえないであろう³⁷⁾。ここでは、「健康で文化的な最低限度の生活」が実現されなければ政治参加は不可能であるという命題は成り立たない。そうすると、ここでもラズの定式に沿っていうならば、個々人の政治参加の確保およびデモクラシーの維持・存続³⁸⁾という利益によって国が確保すべく義務づけられるのは、「健康で文化的な最低限度の生活」のうちの一定部分ということになる。この点、Ⅱで示した中村説は、一体論をとりつつ、1項の内容を「人間としてのぎりぎりの最低限度の生活の保障」と「より快適な生活の保障」に分け、前者の侵害にかかる司法審査では厳格な審査が行われるべきとするものだが、少なくとも前者の確保は、政治参加の前提条件を整え、よってもってデモクラシーを機能させ、ながらえさせるという観点からも、基礎付けが可能であるように思われる。自らの生のあり方を自由に構想することが可能になるような生活水準にすらないのに、まして「あるべき社会の構想」などとてもできない、との反論もあるが、生の自由な構想を許さない生活水準にあったとしても——それが政治参加の環境として望ましいのかどうかは別の問題としても、さしあたりは——選挙で一票を投じるのは不可能ではない、と述べることはできるように思われる³⁹⁾。

ただし、デモクラシーのみによる「ぎりぎりの最低生活」保障の基礎付けは、生きていくうえで切実なニーズが充足されないときに私たちが抱く不安が、「次の選挙のことを考える余裕がないかもしれない」ではなく「明日どうやって生活をしたらいいのかわからない」という類のものである以上、直感のレベルではあるが、なお難しいように思われる。また、生活窮乏度と投票率は負の相関にあることを示す統計を根拠とする、生活困難が政治参加を不可能にするとの主張を真とするためには、貧困者の選挙権放棄という政治行動が、社会への不満の表明ではないことの立証が必要であろう〔Fabre 2000, p. 125〕。

選挙権の放棄が社会への不満の表出であるとしたら、それは社会構想の消極的提示といえなくもないが、権利放棄という行動がむしろ政治参加への意欲が喪失された結果の表出であることも考えられる。たしかに、適切な給付が行われずにニーズが充たされない場合には、人々は社会に帰属意識をもつことができず、政治に参加する意欲を喪失する可能性は否定できない。しかし社会における帰属意識を醸成するのはニーズを充足するための給付に限らない。この点、生活水準にかかわらず一定の信条——たとえば宗教的な——の共有によっても、帰属意識は醸成されるとの反論が示されている〔Fabre 2000, p. 127〕。ニーズ非充足と政治参加の意欲喪失が因果関係にあるとするには、さらに政治社会学的な実証分析が必要となろう⁴⁰⁾。

V 「人間の尊厳」による基礎付けの必要性

先に述べたように、筆者は自由基底の利益による生存権の基礎付けに共感を覚えるものだが、そのうえでなお、生存権を実現するために公権力に義務づけられる具体的な給付のうち、自由基底の利益の重要性では説明しきれない部分が残るようにも思われてならない。たとえば、職権で保護された行旅病人を考えてみよう。保護された際にすでに意識不明であるなど、意思表示ができず、保護する側が彼/彼女の過去の来歴を知りえない状態にあるとき、公権力に給付を——民主的多数者の意思にかかわらず——義務づける「重要な利益」とは何か。意識と健康が回復すれば、再び生を自由に構想できる状況も回復されるから、ここでも自由基底の利益が重要なのだと主張するのは不可能ではないにしても、やや迂遠な議論との感否めない⁴¹⁾。

私見では、生存権において「人間の尊厳」という概念を持ち出すときがあるとすれば、個人が自己に関する事柄についてコントロールできる能力および条件を欠いている場合ではないかと考えている。つまり、個人が自由で自律的な存在であることを一時的にでも停止し、その生を見知らぬ他者の善意と寛大に依存せざるをえない状態——

「だれに膝を屈することなく」〔遠藤 2004, p. 178〕給付を受けられることの重要性がもはや問題にすらならない状態——に立ち至ってはじめて、そこで賭けられているのは「人間の尊厳」であることが明るみに出されると思われるのである。「人間の尊厳」は憲法学の通説的見解においてひろく人権の基礎付けに用いられているが、きわめて抽象度の高い原理的概念であることから、その内実や法的性質が不明確であり、安易に用いられるという問題点が指摘されている〔菊池 2000, p. 142 注 20〕。しかし他方で、これが人権概念全体の底流にあることも否定はできないであろう。なるほど「人間の尊厳」と「個人の尊厳」および「個人の尊重」との異同も議論の途上にあり⁴²⁾、本節の意図するところを的確に包摂する術語であるのかを含めて、この術語を使用するにはさらに慎重な検討と限定を加えることが求められはするだろう。だがそうではあっても、個人的自由が剝奪されている在監者においても「人間の尊厳」にかなった処遇を絶対条件として観念できるように、まして生存権に基づく給付が、人間の生のみならず、それを全うしたのちに迎える終期——すなわち死——とそのプロセスをも射程に含むからには⁴³⁾、自由の行使の前提条件を回復すること自体が不可能である場合の生存権に基づく国家の義務づけは、自由基底のもの以外の利益から正当化する必要があるとみることはできる。一方的に関係性を形成されざるをえない非対称の人間関係が存在するとき、ここで生存権保障に賭けられているものは、もはやその人自身が自ら生を構想してゆく可能性——その人自身が主体的にどう生きてゆくか——ではなく、個々人が当然に有している「尊厳」それ自体なのであり、しかもそれが実質化されることだとはいえないだろうか。というのも「尊厳」は、まさにそのまわりにいる人々がその人を尊厳ある者として遇することによってしか実質化されえず、他者による承認なしには、それがいくら人間に固有に備わっているもののだとしても意味をもたないからである。したがって、ここで問われているのは「人間の尊厳」を有するその人自身のあり方よりもむしろ、もはやその人によ

では守りえない尊厳を、確実に実質化するはずの品位ある社会のあり方なのであり、それはその人が依存せざるをえない善意と寛大をその人の尊厳のために発動するかどうかをゆだねられている、他者たる私たちのふるまい方の問題なのだ⁴⁴⁾。

以上については憲法論として十分な論証の用意がないため、仮説の提示にとどめるが、これは自由基底の利益からの基礎付けを否定するものではなく、個別的具体的な一人間像における生存権の、補完的な基礎付けの試論であることを付言しておきたい⁴⁵⁾。

VI おわりにかえて

憲法 25 条の果たしてきた役割は、前出のラズによる説明が正鵠を射ている。少し長いが、次に引用しておきたい。

権利は、究極的な価値から個々の義務を導き出す際における論証の、中間的な結論である。いわば、権利は、多くの考慮が交錯し、また必要であれば付加的な前提とともに、その考慮の帰結が要約されるような、論証の中間点なのである。これらの中間的結論は、あたかもそれ自体が完全な理由であるかのようにして用いられ、言及されるのである。実践的議論は、このような中間的段階の介在を通して進み、したがって実践的問題が生じるたびに、いつもわれわれは解答を求めて究極的価値に言及するわけではないという事実は、社会生活を営む上において極めて重要な事柄である。というのは、そのことによって、たんに時間の浪費や煩わしさがなくなるだけではなく、究極的な価値についての極度の曖昧さや不一致にもかかわらず、各人が共有している中間的結論を中心にして、共通の文化を形成することを可能とするからである。〔ラズ 1994, p. 293〕

戦後社会保障の発展において、少なくともこうした「中間的結論」として生存権の果たした役割

はきわめて大きいといえる。他方、「中間的結論」であることが、憲法学において生存権の究極的価値への突きつめた考察がなされない 1 つの要因となってきたのもまた事実である。本稿はこの憲法学に残された作業を——きわめて限られた範囲とはいえ——試みるものであった。もとより社会保障と憲法とのかかわりは、25 条のみで語りつくせはしない。しかし、25 条がその存在感すら薄れつつあるといわれるいまこそ、この作業はさらに進められなければならないように思われる。なぜならば、国法秩序のなかで最高の形式的効力をもつはずのものとして生存権の規範内容をきたえあげ、比較法的にもさほど例の多くない⁴⁶⁾、憲法上の最低生活保障への権利のもつ豊かな可能性を明らかにしておくのは、日本国憲法が——すなわち主権者たる国民が——選びとった、リベラルで民主的な社会の実現のために、なくてはならない作業だからである。

注

- 1) 前文 1 項第 1 文は、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と定める。
- 2) 25 条の制定経緯についてはさしあたり中村 (1989) pp. 30-35 および遠藤 (2002) pp. 107-112 を参照。また 2 項については本特集所収の島崎論文を参照。
- 3) 鵜飼 (1956) pp. 141-142, 橋本 (1959) pp. 238-239, 池田 (1961) (1965) など。この時期に出された朝日訴訟一審判決 (東京地判昭 35・10・19 行裁例集 11 巻 10 号 2921 頁) は、抽象的権利説がさらに理論化される牽引力となった。
- 4) 峻別論については、鳥居 (1981) を参照。
- 5) 内野 (1991) pp. 372-375, 佐藤 (1995) p. 619 ほか。ただし学説の名称は一定しない。
- 6) 中村 (1989) による整理もあわせて参照されたい。
- 7) この作業が裁判規範性の成否に影響することともまた自明であろう。裁判規範性が否定される大きな理由の 1 つは、「健康で文化的な最低限度の生活」水準の不確定概念性であった。棟居

- (1995)を参照。
- 8) 利益説を用いた権利の分析枠組みについては、Fabre (2000) および長谷部 (2003) に示唆を受けた。なお岩本 (2004) pp. 212-213 は、権利の本質論に関連し、プログラム規定説を完全に克服するためには選択説を退ける必要があることを指摘する。
- 9) 高橋 (2003) p. 73 および同 (2005) p. 261 は、1項2項峻別論は認めがたいとしたうえで、堀木訴訟最高裁判決が「何が健康で文化的な最低限度の生活か」自体を裁量の対象としているのに対し、控訴審判決が「健康で文化的な最低限度の生活」を裁量の限界としているように解される点を評価している。
- 10) 区分論の嚆矢である梶井 (1972) p. 87 は、2項の努力義務を「国民の側からいえばその努力を要求する権利」と位置づけ、1項上の「緊急の生存権」と区別して「生活権」と呼んでもよからうとするが、これをあえて「権利」と名づける必要はないと思われる。
- 11) たとえば、25条1項を日本国憲法に挿入する際の中心的存在であった森戸辰男は、同規定が、「単に人間が動物的な意味での命を繋ぐということだけでなく」、「人間に値する生活が国民に保障されなければならぬ」ことを明らかにしたのだと述べている (森戸 [1947] p. 304)。
- 12) 宮沢において25条2項は、社会国家原理の表明とされる。
- 13) なお、宮沢 (1971) p. 78 は人権の究極的根拠を「人間性」ないし「人間の尊厳」においたが、同時に功利主義的基礎付けもみられることが高見 (2000) pp. 308-309 によって指摘されている。
- 14) 憲法学の立場から、英米の正義論を参照しつつ社会保障の基礎付けを試みるものとして、尾形 (2000) (2001)。尾形説も自由基底の基礎付けに親和的な立場をとる。
- 15) 憲法調査会基本的人権の保障に関する調査小委員会会議録 (2004) 中村睦男発言 (「25条の1項は『健康で文化的な最低限度の生活』ということでございますので、この観点から社会連帯の考え方というのは直接出てきません。しかし、25条2項では、社会保障制度を樹立するという規定の中で、(中略) 社会保障の理念として、生存権の中に社会連帯の考え方を入れるということで、私は、今の憲法は、25条はそのままにして、社会保障の理念というのはもともとそういうものであった、社会連帯なり個人の自立、それから集団の自治ということを含んでいるんだという解釈で十分可能であるというふうに考えております) を参照。このほか、憲法学においては、13条が「公共の福祉」にことさらに言及している点において示唆される社会連帯性の観点から、各人の自律権の実現を相互的に助けるという趣旨で社会権を保障しているとみる説 (樋口ほか [1994] p. 246, 266 [佐藤幸治執筆])、社会権保障規定および13条の個人の尊重規定が社会的連帯の観点を内包しているとする説 (竹中 [2001] p. 43, 同 [2005] p. 22) などがある。
- 16) 社会連帯による基礎付け論への応答が含まれる菊池 (2003) を参照。なお、菊池は、社会保障は「互恵的な関係」であるから、25条2項または29条2項に社会連帯の規範的根拠を読み込むことは可能であり、または生存権そのものに社会連帯的発想をみることもできるとする (菊池 [2001b] p. 89)。
- 17) ここで倉田は、菊池が描く個人像のなかに、そこから離脱するという選択肢の存在しない「社会」との結びつきにおいても主体的な選択権を保障しようとする意図が存在する可能性を指摘し、そのレベルの選択が、社会保障の本来の性格に合致するかどうかについて疑問を提出する。
- 18) これに関する私見については、遠藤 (2003) (2004) を参照。齊藤 (2004) は、社会保障における連帯の理由とレベルを考えるうえで示唆的である。なお、そこで示される連帯の理由のうち「受苦への感応」に対する、連帯の限界という視点からの批判として、市村・杉田 (2005) pp. 169-171 を参照。情緒的な意味での連帯は、心情の交換をともなう人称的な連帯とだれかが一方的に他者に心情を寄せる非人称的な連帯とに分けられるであろうが、これらはいずれも、倉田 (2003) pp. 637-638 が指摘するように、たとえば社会福祉事業の基盤となりえよう。ただし、情緒的な連帯それ自体を、25条上の権利から導出される義務の正当化利益としてラズの定式に代入し、何らかの国の積極的義務 (後述) を想定しようとするれば、それは憲法の選びとった自由主義という価値との間に摩擦を起こさざるをえないであろう。憲法の想定する他者とのつながりは、明文では夫婦 (24条1項)、家族 (同2項)、結社 (21条1項) があり、また解釈上13条後段を根拠に親密な人的結合の自由を認める見解がある (竹中 [1995])。ユニオンショップには強制的側面が、親子関係には意思によらない、事実による部分が残るにしても、憲法はそれらを尊重するにとどまり、非人称的な何らかのつながりを強制しているとはいいがたい。以上に照らせば、人と人とのつながりをどう形づくるかは個人にゆだねられているととらえるのが自然であろう。ここでは、一定の強制的な人的結合を憲法が要請していると考えるのは難しいことを指摘するにとどめ、詳細な分析は他日を期すこととしたい。
- 19) この点、「健康で文化的な最低限度の生活」にかかる保障水準を、「各人が、現実の社会状況

- 下にある、自己の生を自律的・主体的に構想し、かつ達成する能力の水準」とする尾形(2003) p. 112の理解が注目される。
- 20) なお、自由で自律的に構想された生のあり方がかりに国によって実現される場合、ひとりひとりの個人の生が、個々人の自己実現という「社会的目標」の達成手段として扱われるおそれを伴うことは、十分に意識されなければならないであろう。後藤(2002) pp. 379-380の指摘は真摯に受けとめられる必要がある。
- 21) その理由は、医療・介護サービス保障が「自由」の平等な保障のために必要であることから説明されており、社会保障と憲法14条との関係を考える点できわめて興味深い。菊池(2001a) p. 69注(13)参照。
- 22) 政策策定を直接の目的とするものではないが、「現代日本社会に暮らす人々が公共的に支持するような、あるいは少なくとも『理性的には退けることができない』ような福祉の観念」を探ろうとする、最近の注目すべき実証調査として、後藤ほか(2004)および阿部(2004)を参照。
- 23) より広い意味での社会保障給付の引き下げについても、最近の学説のなかに25条2項違反を主張する見解は見られない。岩村(2001) p. 36、西村(2003) p. 40、堀(2004) pp. 146-147。とくに年金につき、菊池(2000b) pp. 80-81。
- 24) この点、小山・葛西(2004) pp. 70-71を参照。なお、形式的にであっても最低生活水準として定められた給付については、水準維持への要請は他給付よりも強くなるものと思われる。
- 25) 専門的技術的事項に関して政治部門に広い裁量が認められることに何ら異論はないが、そのことは裁量行使者が説明責任を免れる理由にはならないであろう。
- 26) この点、社会権規約12条(到達可能な最高水準の健康に対する権利)に関する社会権規約委員会一般的意見第14(2000年)〔「意図的に後退的措施がとられる場合には、締約国は、それがすべての選択肢を最大限に慎重に検討した後に導入するものであること、及び、利用可能な最大限の締約国の資源の完全な利用という文脈において、規約に規定された権利全体との関連でそれが正当化されることを証明する責任を負う」(par. 32)〕が、参考になる。ただしこの意見は、社会権規約上の権利の完全実施という締約国の義務を、短期間で完全に履行するのは困難が予想されることから、漸進的実現を許容するという文脈で発せられていることに注意が必要である。日本語訳は申(2002) p. 62によった。
- 27) 戸松(2000) p. 418は、「政治部門の社会福祉政策について、不介入ないし不干渉であろうとする」最高裁判所の姿勢が、堀木訴訟以後、「最高裁判所裁判例集に生存権訴訟の判例が登載されなくなっ」ているほど、強いものであると指摘する。なお、政治部門へのこうした過度の謙譲が、「現実離れた政治観」にもとづくものと評されることもある(川岸ほか[2005] p. 311〔君塚正臣執筆〕)。
- 28) 公的扶助の改革のあり方に関連して、菊池(2004) p. 429を参照。
- 29) この論点は憲法学において「生存権の自由権的效果」とよばれてきたが、議論されている内容が論者によって一様ではなく、その内実の不明確さが指摘されている(佐藤[1995] p. 622など)。
- 30) たとえば1級地-1にあたる東京都新宿区での生活保護基準額(平成16年4月1日〔第60次改定〕による)は、41〜59歳の単身者で冬季加算を含め年間1,639,170円となる(住宅扶助は特別基準上限額)。筆者の試算では、かりに同額の被用収入があった場合には、所得税・住民税および社会保険料(標準報酬月額134,000円)として247,448円が徴収され、手元には1,391,816円しか残らない。報酬月額および標準報酬月額を160,000円とすれば給与所得は1,946,667円となるが、給与がこの水準に至ってはじめて、可処分所得は1,642,383円となり、生活保護基準額の年額計をわずかながら上回ることになる。
- 31) 給付の切り下げも「生存権の自由権的效果」の問題として論じられることがあるが、給付それ自体は国の積極的義務であるから、その履行における水準引き下げは積極的義務の履行のあり方として議論可能であり、国の消極的義務違反として別個に論じる意義は大きくないと思われるため、さしあたり本節では取り扱わないことにする。
- 32) なお、伊藤(2000)(2001)は、最低生活水準に相当する収入への課税は、この収入に担税力がないことから、生存権の自由権的效果に依拠するまでもなく憲法上の要請である担税力原理に照らして違憲だとする。この見解に照らせば、所得税制における人的控除のあり方は、大きな見直しを迫られることとなろう。保険料賦課と最低生活水準との関係については丸谷(2003)を参照。
- 33) なお関連して、福祉権に政治参加の前提という視点を加味する見解に照らしつつ、政治的プロセスが福祉国家の実現を目指さないことを決定した場合に、憲法上の権利としての生存権が何を規範的に主張でき、裁判所はどのような役割を果たしうるのかを考えるに際しては、「裁判所による生存権の保障と福祉政策を決定する政治部門の民主主義との緊張関係」を検討する必要があることを指摘する葛西(2005) pp. 257-258を参照。
- 34) 国民がだれも選挙に参加しなくなったときは、

- 国民の総意で民主政体を放棄したということになるだろう。それは現行憲法体制の崩壊である。
- 35) 憲法15条の公務員選定権が国民固有の権利であることは、ときとして軽んぜられてきた。このことは重く受けとめられねばならない。一連の在宅投票訴訟および在外選挙権訴訟における各判決を参照。
- 36) Fabre (2000) p. 124 参照。
- 37) もちろんそれは、投票という物理的行為への困難を解消し、当該行為が可能となることを直接的に保障するためのサービスが存在し、活用されていることが大前提である。例として在宅投票や点字による選挙公報などが挙げられるが、このような積極的措置の根拠は、25条ではなく15条および44条にあると考えるべきであろう。
- 38) デモクラシーの維持・存続は、権利主体がもつ主観的な利益とはいえず、厳密にはラズの定式に代入することはできない。なお、長谷部 (2003) p. 31 は自らの見解が、憲法上の権利には、権利主体の利益の実現に必ずしも貢献しないものも含まれるとする点でラズと異なっていると述べる。
- 39) その理由については、自由権と参政権の性質の違いをふまえた、詳細な検討を要しよう。参政権はそれ自体、義務としての側面を否定し、その難しい要素を含んでいる。
- 40) この点、生活困窮者を対象とした調査ではないが、「退出」概念 (ハーシュマン [1975]) を用いて、公職選挙での棄権について分析した木村高宏の研究が興味深い。木村 (2000) は「退出的棄権」を「現状に不満でありながら棄権する人びとの行動」と定義したうえで、社会を住みやすくするために役に立つことができるという、自らの貢献可能性感覚の高さが現状に不満な者の棄権への流れを緩和すること、現状への満足度と政治的疎外感の強弱に相関はみられないが、政治的疎外感を政府に関する疎外感と政治に関する自らの有効性喪失感とに分節化すれば、後者と棄権には相関があることを指摘する。また、木村 (2002) は、税金問題、国際問題、防衛問題、憲法問題それぞれへの考慮は現状不満層の退出的棄権を思いとどまらせるが、福祉問題への考慮はこれを思いとどまらせる効果をもたないと分析する。
- 41) 竹中 (2001) p. 41 が述べるように、自己決定できない状態にあっても、事前の指示がある場合にそれを尊重することを内容とする処遇は、「自己決定権の尊重」といえる」し、それは13条の要請する適正処遇といえよう。成年後見制度はその意味で、自由の「制約」ではなく「回復」として観念されるべきである (高井 [1999] p. 75)。竹中はさらに、「自己決定権の尊重ということでは説明できない適正処遇」として、事

- 前の指示がない場合や一度も判断能力を備えるに至ったことのない個人などへの処遇をあげる。本節が問題としているのは、このうち、本人の利益を代弁すべき立場の者がまったく存在しない場合である。本節の問いは、このような場合になぜ公権力は適正処遇をしなければならないのかという問いとして組み直すことができよう。
- 42) 「個人の尊重」との対比を意識しつつ「人間の尊厳」を分析する最近の業績として、押久保 (2002) (2003) を参照。
- 43) たとえば生活保護法には、生の終末を迎えるまでの医療・福祉的ケアにとどまらず、葬祭扶助があることの意味を考える必要があろう。
- 44) 本節でいう「人間の尊厳」が問題になるような場面では、現実問題として司法的救済の発動が求められることもほとんどないであろう。文字通り、他者たる私たちのふるまい方が問われるのである。尊厳は他者からの承認を受けなければ意味をもたない。承認のニードについて、イグナティエフ (1999) p. 38 は次のように語る。「ニードの悲哀とは、別の人の正義感や慈悲心を求める純粋に言葉のうえだけのあらゆる要求がもつ悲哀と同様に、ニードにはその権利を強制するだけの力がないという点である。ニードは、力あるものたちがそれによって責務を負わされていると自己認識する場合にだけ、ある権原を正当化するのだ」。
- 45) 「人間の尊厳」と自由基底の利益は基礎付け論として二者択一の可能なものなのか、人権全体の底流に「人間の尊厳」があり、それが自由基底の利益として分節化するか、「人間の尊厳」の分節化されたものが階層状に積み重なって場面ごとに顕露するものなのか、あるいはやはり人権全体を包摂する統一の基礎付けを模索すべきなのか、なお一層の検討が必要である。
- 46) 日本国憲法のほか、最低生活への権利を規定する数少ない例の1つとして、「尊厳に値する生活に不可欠な生計費とケア」への主観的権利を保障するフィンランド憲法19条1項が挙げられる。このほか南アフリカ共和国憲法27条1項c号は、自力で生活を維持できない場合の適切な公的扶助を含む、社会保障にアクセスする権利を定める。

参考文献

- 阿部 彩 (2004) 「補論『最低限の生活水準』に関する社会的評価」『季刊社会保障研究』Vol. 39, No. 4。
- イグナティエフ, マイケル (1999) 『ニーズ・オブ・ストレンジャーズ』 (添谷育志・金田耕一訳), 風行社。
- 池田政章 (1961) (1965) 「プログラム規定における消極性と積極性 (一) (二)」『立教法学』3号, 同

- 7号。
- 石田道彦(2001)「医療・介護と最低生活保障」日本社会保障法学会編『講座社会保障法第5巻 住居保障法・公的扶助法』, 法律文化社。
- 市村弘正・杉田 敦(2005)『社会の喪失—現代日本をめぐる対話』, 中公新書。
- 伊藤嘉規(2000)(2001)「憲法論から見た課税最低限の再構成(一)(二)」『六甲台論集』47巻2号, 48巻1号。
- 岩村正彦(2001)『社会保障法I』, 弘文堂。
- 岩本一郎(2004)「生存権と国の社会保障義務」高見勝利・岡田信弘・常本照樹編『日本国憲法解釈の再検討』, 有斐閣。
- 鶴飼信成(1956)『憲法』, 有斐閣。
- 内野正幸(1991)『憲法解釈の論理と体系』, 日本評論社(1991)。
- 遠藤昇三(1991)『「人間の尊厳の原理」と社会保障法』, 法律文化社。
- 遠藤美奈(2002)『「健康で文化的な最低限度の生活」像再考—困窮者のシティズンシップをめぐる—』飯島昇藏・川岸令和編『憲法と政治思想の対話: デモクラシーの広がり深まりのために』, 新評論。
- (2003)『「健康で文化的な最低限度の生活」再考—シティズンシップの視点から』『社会保障法』第18号。
- (2004)『「健康で文化的な最低限度の生活」の複眼的理解—自律と関係性の観点から』齊藤純一編『講座福祉国家のゆくえ第5巻 社会的連帯の理由』, ミネルヴァ書房。
- 大須賀明(1969)「憲法上の不作為—生存権条項に即しての検討」『早稲田法学』44巻1・2号。
- 尾形 健(2000)(2001)『「福祉」問題の『憲法理論』—現代正義論を手がかりに(一)(二・完)』『法学論叢』147巻5号。
- (2003)『「福祉」問題の憲法学—「自由で公正な社会」における社会保障制度の意義』『ジュリスト』1244号。
- 押久保倫夫(2002)『「人間の尊厳」は基本権か—基本法1条1項の権利性について』『兵庫教育大学研究紀要』22巻第2分冊。
- (2003)『「人間の尊厳」の規範結合—基本法2条1項の場合』『兵庫教育大学研究紀要』23巻第2分冊。
- 葛西まゆこ(2005)「生存権の規範的意義—憲法25条の裁判規範性をめぐる予備的考察」『法学政治学論究』64号。
- 川岸令和・遠藤美奈・君塚正臣・藤井樹也・高橋義人(2005)『憲法』(新版), 青林書院。
- 菊池馨実(2000a)『社会保障の法理念』, 有斐閣。
- (2000b)「既裁定年金の引下げをめぐる一考察—法的側面からの検討」『年金と経済』21巻4号。
- (2001a)「新しい生存権論」『法学教室』250号。
- (2001b)「社会保障の法理念」『法学教室』253号。
- (2003)「社会保障法理論の系譜と展開可能性」『民商法雑誌』127巻4・5号。
- (2004)「公的扶助の法的基盤と改革のあり方」『季刊社会保障研究』Vol. 39, No. 4。
- 木村高宏(2000)『「退出」に関する争点の影響の分析』『政策科学』8巻1号。
- (2002)『「退出」に関する分析比較—JES2調査と明るい選挙推進協会調査』『政策科学』9巻2号。
- 倉田 聡(2001)『これからの社会福祉と法』, 創成社。
- (2003)「社会連帯の在処とその規範的意義」『民商法雑誌』127巻4・5号。
- 後藤玲子(2002)『正義の経済哲学』, 東洋経済新報社。
- 後藤玲子・阿部 彩・橘木俊詔・八田達夫・埋橋孝文・菊池馨実・勝又幸子(2004)「現代社会において何が〈必要〉か?—『福祉に関する意識調査』の分析と考察」『季刊社会保障研究』Vol. 39, No. 4。
- 小山 剛・葛西まゆこ(2004)「年金改革関連法と憲法」『法学セミナー』598号。
- 齊藤純一(2004)「社会的連帯の理由をめぐる—自由を支えるセキュリティ」齊藤純一編『講座福祉国家のゆくえ第5巻 社会的連帯の理由』, ミネルヴァ書房。
- 阪本昌成(1995)『憲法理論III』, 成文堂。
- 佐藤幸治(1993)「立憲主義といわゆる『二重の基準論』」樋口陽一・高橋和之編『現代立憲主義の展開上』, 有斐閣。
- (1995)『憲法』(第3版), 青林書院。
- 申 惠丰(2002)『「経済的, 社会的および文化的権利に関する委員会」の一般的意見(4)」『青山法学論集』第43巻第4号。
- 高井裕之(1999)「自己決定能力と人権主体」『公法研究』61号。
- 高田 敏(1964)「生存権保障規定の法的性格—ドイツ憲法におけるプログラム規定の性格をめぐる—」『公法研究』26号。
- 高橋和之(2003)「国際人権の論理と国内人権の論理」『ジュリスト』1244号。
- (2005)『立憲主義と日本国憲法』, 有斐閣。
- 高藤 昭(1994)『社会保障法の基本原理と構造』, 法政大学出版局。
- 高見勝利(2000)『宮沢俊義の憲法学的研究』, 有斐閣。
- 竹中 勲(1995)「親密な人的結合の自由」『法学教室』176号。
- (2001)「社会保障と基本的人権」日本社

- 会保障法学会編『講座社会保障法第1巻 21世紀の社会保障法』, 法律文化社。
- (2005)「高齢者と人権保障・憲法学」『法律時報』77巻5号。
- 戸松秀典 (2000)『憲法訴訟』, 有斐閣。
- 鳥居喜代和 (1981)「年金訴訟における憲法 25 条論の動向—憲法 25 条 1 項 2 項峻別論の形成と展開」『立命館法学』5・6号。
- 中村睦男 (1983)『社会権の解釈』, 有斐閣。
- (1989)「生存権」中村睦男・永井憲一『生存権・教育権』, 法律文化社。
- 西村健一郎 (2003)『社会保障法』, 有斐閣。
- 橋本公亘 (1959)『憲法原論』, 有斐閣。
- ハーシュマン (1975)『組織社会の論理構造: 退出・告発・ロイヤルティ』(三浦隆之訳), ミネルヴァ書房。
- 長谷部恭男 (2003)「国家による自由」『ジュリスト』1244号。
- 樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂 (1994)『注解法律学全集 2 憲法 I』, 青林書院。
- 藤井樹也 (1998)『「権利」の発想転換』, 成文堂。
- 法学協会編 (1953)『註解日本国憲法上巻 (2)』, 有斐閣。
- 堀 勝洋 (2004)『社会保障法総論』(第2版), 東京大学出版会。
- 松井茂記 (1993)「福祉国家の憲法学」『ジュリスト』1022号。
- 丸谷浩介 (2003)「低所得者と医療受給権—国民健康保険料賦課を中心に」『社会保障法』18号。
- 宮沢俊義 (1949)『憲法大意』, 有斐閣。
- 宮沢俊義 (1971)『憲法 II』(新版), 有斐閣。
- 棟居快行 (1995)「生存権の具体的権利性」長谷部恭男編著『リーディングズ現代の憲法』, 日本評論社。
- 初井常喜 (1972)『社会保障法』, 総合労働研究所。
- 森戸辰男 (1947)「新憲法と社会主義」憲法普及会編『新憲法講話』, 政界通信社。
- ラズ, ジョセフ (1994)『権威としての法』(深田三徳編訳), 勁草書房。
- 我妻 栄 (1948)『新憲法と基本的人権』, 国立書院。
- 和田鶴蔵 (1963)「生存権」田畑忍編『憲法判例総合研究』, ミネルヴァ書房。
- 『憲法調査会基本的人権の保障に関する調査小委員会会議録』(2004) 156 回国会, 第 5 号, 平成 15 年 7 月 10 日。
- Fabre, Cécile (2000) *Social Rights under the Constitution: Government and the Decent Life*, Oxford University Press.
(えんどう・みな 西南学院大学助教授)